

# 教育委員会定例会会議録

令和6年8月15日（木）

## 教育委員会定例会会議録

令和6年8月15日午後3時00分教育長竹内清が教育委員会定例会を茅ヶ崎市役所分庁舎5階特別会議室に招集した。

### 1 会議出席委員は、次のとおり。

教育長 竹内 清      委 員 赤坂雅裕      委 員 中馬智子  
委 員 伊藤甲之介

### 2 会議出席事務局職員は、次のとおり。

教育総務部長 白鳥慶記	教育推進部長 松岡智紀
教育指導担当部長 木村千裕	教育総務課長 関 健次
教育施設課長 高橋 修	学務課長 中原健一郎
教職員担当課長 間井雄三	社会教育課長 伊勢田珠代
青少年課長 関山知子	学校教育指導課長 新居博志
図書館長 高木直昭	教育センター所長 松永昭治
小和田公民館担当課長兼館長 浅井志子	鶴嶺公民館担当課長兼館長 荒名穂子
松林公民館担当課長兼館長 西山昭一	南湖公民館担当課長兼館長 星谷尚央
香川公民館担当課長兼館長 松下晃久	博物館担当課長兼館長 須藤 格

### 3 会議の概要は、次のとおり。

午後3時00分開会

○教育長 それでは、ただいまから8月定例会を開催いたします。

日程第1、教委議案第49号、茅ヶ崎市博物館条例施行規則の一部を改正する規則について、及び、日程第2、教委議案第50号、茅ヶ崎市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令について、は関連がありますので一括して議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○博物館長 日程第1、教委議案第49号、茅ヶ崎市博物館条例施行規則の一部を改正する規則について、及び、日程第2、教委議案第50号、茅ヶ崎市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令について、について、博物館担当課長より一括でご説明させていただきます。

まずはじめに、茅ヶ崎市博物館条例施行規則の一部を改正する規則につきましてご説明いたします。資料は、定例会議案書3ページから8ページでございます。

本規則は、茅ヶ崎市博物館の開館時間を短縮することにより、教育活動の充実と、市民、利用者のニーズに即した効率的な運営を図るため、改正を提案するものでございます。

6ページの新旧対照表をご覧ください。改正の内容につきましてですが、第3条において、茅ヶ崎市博物館の開館時間を午前9時から午後5時までとすることといたします。第5条第2項において、特別利用の承認の申請を受け付ける時間を午後9時から午後4時30分までとすることといたします。なお、本規則は令和6年10月1日に施行いたします。

続きまして、日程第2、教委議案第50号、茅ヶ崎市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令について、ご説明いたします。資料は、定例会議案書9ページから14ページでございます。

本訓令では、日程第1、教委議案第49号でご提案させていただきました、茅ヶ崎市博物館条例施行規則の一部を改正する規則についてでの開館時間の変更を踏まえ、職員の勤務時間を改めるため提案するものでございます。

14ページの新旧対照表をご覧ください。茅ヶ崎市教育委員会の勤務時間、休暇等に関する規定の一部の改正につきましてですが、別表第2条関係にございます通り、勤務時間を午前8時30分から午後5時15分までと、午前10時45分から午後7時30分までであったものを、午前8時30分から午後5時15分とするものでございます。なお本訓令は、令和6年10月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第1、教委議案第49号、茅ヶ崎市博物館条例施行規則の一部を改正する規則について、及び、日程第2、教委議案第50号、茅ヶ崎市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令について、については原案の通り決定することとでいかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、原案の通り決めます。

次に、日程第3、教委議案第51号、茅ヶ崎市児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○青少年課長 日程第3、教委議案第51号、茅ヶ崎市児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、青少年課長よりご説明いたします。

資料は、定例会議案書15ページから19ページでございます。本件は、児童クラブ入所の手続き等について、指定管理者が紙により受けている申請等を電子でも可能とするため、改正するものでございます。

16ページをご覧ください。提案理由は、児童クラブ入所の手続き等につきまして、電子情報処理組織を使用して行うことができることとすることにより、児童の保護者の利便性の向上を図るため提案するものでございます。

18ページの新旧対照表をご覧ください。改正の内容につきましては、第5条に第2項を追記し、児童クラブの入所の承認の申請について、指定管理者が、電子情報処理組織を使用して行うことを認めるときは、電子情報処理組織を使用して行うことができることといたしました。第7条変更の届け出、第8条退所の届けに対しても、第5条第2項の規定を準用することといたしました。改正前第8条におきましては、通常欠席連絡のみで十分であるため、長期欠席に対する手続きを削除いたしました。第9条から第11条までは所要の規定を整備することとい

たしました。

施行日は公布の日からとなります。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第3、教委議案第51号、茅ヶ崎市児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則については原案の通り決定することではいかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、原案の通り決めます。

ここで皆様にお諮りいたします。

これ以降の議題は、個人情報等に関する案件等でございますので、その性質上非公開といたしたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、非公開といたします。

それでは日程第4に入る前に、事務連絡をお願いいたします。

[事務連絡]

午後3時7分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、次により署名します。

令和6年8月15日

教育長

委員

委員

委員

委員